

2021年6月28日

(声明)

基本合意10周年を迎えて

全国B型肝炎訴訟原告団

全国B型肝炎訴訟弁護団

- 1 本日、全国原告団・全国弁護団が、集団予防接種等における注射器等の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した被害について国に損害賠償を求めた全国B型肝炎訴訟において、国と2011年6月28日に基本合意を締結してから10周年を迎えた。

国（厚生労働大臣）は、基本合意において、感染被害者に謝罪をし、賠償（個別被害回復）の水準と要件を定めるとともに、感染被害者を含む肝炎患者が不当な偏見・差別を受けることなく暮らせるよう啓発・広報を行うこと、肝炎ウイルス検査の一層の推進、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療の研究推進、医療費助成等の必要な施策を講じること、感染被害の真相究明を行い、再発防止策の実施に最善の努力を行うことを約し、これらの施策の目的の達成について目処が立つまでの間、原告団・弁護団と大臣協議を含む協議・調整の場を設定することとした。

その後、2015年3月27日に死亡後又は肝がん及び肝硬変の発症から20年を経過した被害者の給付金の支給等に関する基本合意（その2）が締結された。

現在、被害者の個別被害回復がこの基本合意および基本合意（その2）とそれらに基づく「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（「特定B型肝炎特措法」）に基づいて進められている。医療費助成等の諸施策も原告団・弁護団との協議・調整を踏まえつつ進められている。

- 2 基本合意で確認された各課題の10周年の到達点は次のとおりである。
 - (1) 個別被害回復は、本年3月末の時点で、全国原告団の提訴者が患者ベースで2万9459人、和解に至った者が2万5152人であり、全国原告団以外の者も含めても提訴者は8万7900人、和解に至った者は7万0092人に止まる。基本合意時に推計された被害者数約45万人からすれば提訴者数で2割に満たないものである。「特定B型肝炎特措法」は先般一部改正され、給付金の請求期限が2027年（令和9年）3月31日までに延長されたが、給付金制度の一層の周知と提訴への勧奨が求められる。
 - (2) 肝炎患者に対する偏見・差別解消のための啓発・広報あるいは肝炎医療体制の充実等の恒久対策については、肝炎対策基本法に基づいて肝炎対策基本指針が策定され、その指針実現に向けて各種施策が講じられてきている。取り分け肝がん・重度肝硬変患者に対する医療費助成について与党議連をはじめ超党派の国会議員や各界・各層の方々の理解と協力で実現し、その適用も拡大しつつある。しかし、医療提供体制の地域的不均衡などすべての肝炎患者が安心して治療を受け、生活できる状態ではない。何よりもウイルス性肝炎の除去（エリミネーション）・根治薬の実現が肝炎患者の悲願であるが、B型肝炎ウイルス排除の創薬実現には至っていない。
 - (3) 原告団・弁護団は被害の防止及び偏見差別の解消を目指す「教育啓発」活動として、患者・家

族の体験を医療従事者養成機関や普通教育機関で伝える「患者講義」を実施し、また厚生労働省と共同して中学生向けの副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成してきた。副読本の全中学生への配布、患者講義の実施数の増加が課題である。

- (4) 感染被害の真相究明と再発防止策の実現のため、2012年5月、原告団・弁護団からの構成員も参加する「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」が設置され、予防接種の実施状況等の検証作業が進められ、2013年6月18日に「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」の提言がまとめられた。原告団・弁護団は、提言の内容を分かりやすくまとめたパンフレットを作成普及したり、提言の実現状況について毎年、厚生労働大臣との定期協議において検証する等して、再発防止に取り組んできた。

また、再発防止の観点から「歯科における口腔内で使用する医療器具に関する標準予防策（患者が感染者であるか否かにかかわらず実践される感染予防策）の100%の実施」のための活動を行ってきた。全国でのシンポジウムの開催、パンフレットの発行、感染予防策の充実に向けた国（厚生労働省）への要請などに取り組み、制度改定も実現している。

- 3 2021年4月26日、最高裁判所で、慢性肝炎再発の事案に関し、除斥期間の起算点を再発時とする判決が言い渡された。被害に応じた公平・公正な救済を求めた判決で正義に叶うものである。当該案件は損害額確定のため福岡高等裁判所に差し戻されたが、原告団・弁護団は、全国の裁判所に多数係属している同種事案はもとよりのこと、除斥を理由に不当に差のある対応をされている被害者が広く公平・公正に救済されるよう全力を尽くす所存である。

- 4 B型肝炎の感染被害は、被害者の数からして、厚生行政の誤りにより生じた戦後最大のものである。そして、その被害は決して過去のものではなく、現在も多くの被害者に多大な苦痛を与え続けている。

基本合意でめざした課題の実現は未だ道半ばであるが、原告団・弁護団は、未だ救済されていない被害者に救済の手が及ぶよう最善の努力を尽くすとともに、今後二度とこのような感染被害を発生させないため、また、B型肝炎だけでなくすべての感染症について、これまで得られた教訓を生かして、感染防止と医療提供体制整備などの対策の充実と感染被害者やその家族・関係者への偏見・差別を生まない社会の実現のために、引き続き力を尽くしていく所存である。

以上